

人権擁護委員による

相談は無料
秘密厳守

特設人権相談

いじめ、差別、虐待、配偶者やパートナーからの暴力などの人権に関わること、相続問題や借金問題、土地・建物などの財産に関することでお困りのことはありませんか？

毎日の生活の中で、これって人権上の問題ではないだろうかと感じたとき、人権擁護委員が、あなたの悩みを聞いて解決の道筋を探します。ご相談ください。

年 月 日	開設時間	会場
令和3年4月22日(木)	午後1時～3時	住吉コミュニティセンター
5月6日(木)	午前10時～12時	新発田市生涯学習センター
6月3日(木)	午前10時～12時	新発田市生涯学習センター
7月21日(水)	午前10時～12時	豊浦地区公民館
8月26日(木)	午前10時～12時	菅谷コミュニティセンター
9月22日(水)	午前10時～12時	佐々木コミュニティセンター
10月7日(木)	午前10時～12時	新発田市生涯学習センター
11月25日(木)	午前10時～12時	加治川コミュニティセンター
12月2日(木)	午前10時～12時	新発田市生涯学習センター
令和4年1月20日(木)	午前10時～12時	健康プラザしうんじ
2月24日(木)	午前10時～12時	五十公野コミュニティセンター
3月24日(木)	午前10時～12時	川東コミュニティセンター

○申込方法:予約は不要です。直接会場にお越しください。

○相談方法:人権擁護委員が直接相談にお答えします。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止となる場合があります。



人権擁護委員とは・・・ 人権擁護委員法に基づいて法務大臣に委嘱され、「あなたのまちの気軽な相談相手」として、人権に関する相談、調査、救済活動を行っています。また、啓発活動として、学校等での人権教室や花いっぱい運動などを行っています。


問い合わせ先:新発田人権擁護委員協議会 ☎0254-24-7102
(新潟地方法務局新発田支局内)

人権について困ったことがあれば、ひとりで悩まずにご相談ください。

常設人権相談窓口

- とき 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで 予約不要
- ところ 新潟地方法務局新発田支局(新発田市新富町1-1-20)
- 電話番号:0254-24-7102
- 相談方法:人権擁護委員または法務局職員が直接相談にお答えします。

電話相談窓口

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)  0570-003-110

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。この電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日8時30分～17時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

子どもの人権110番  0120-007-110

子どもの人権についての専用相談電話です。学校でのいじめ、虐待など子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日8時30分～17時15分(全国共通・通話料無料)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

女性の人権ホットライン  0570-070-810

女性の人権についての専用相談電話です。DVを始めとする女性に対する暴力、職場でのセクハラなど女性に関する相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日8時30分～17時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

外国語人権相談ダイヤル
(Foreign-language Human Rights Hotline)  0570-090911

- 受付時間 平日9時～17時(全国共通)
- 対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語
- この電話は民間の多言語電話通話サービス提供事業者に相談の上、最寄りの法務局・地方法務局につながります。一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネット人権相談受付窓口

インターネットでも人権相談を受け付けています。

インターネット人権相談 検索

パソコン・携帯電話、スマートフォン共通
<http://www.jinken.go.jp/>

